

企画教育委員会記録

1 日 時 令和7年3月7日（金）
午前10時00分 開会
午前10時58分 閉会

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員

委員長	白 川 誉	副委員長	田 窪 秀 道
委員	野 田 明 里	委員	片 平 恵 美
委員	合 田 晋一郎	委員	山 本 健十郎
委員	藤 原 雅 彦	委員	伊 藤 優 子
委員	近 藤 司		

4 欠席委員

なし

5 説明のため出席した者

市長 古 川 拓 哉

企画部

部長 加 地 和 弘

財政課長 大 西 政 年

シティプロモーション推進課長 吉 岡 奈 津 子

企画部文化スポーツ局

局長 守 谷 典 隆

スポーツ振興課長 安 永 亮 浩

総務部

部長 高 橋 聡

人事課主幹 森 元 宏 則

選挙管理委員会事務局

事務局長（総務部総括次長） 藤 田 和 久

教育委員会事務局

教育長 高 橋 良 光

総括次長（社会教育課長） 鈴 木 今 日 子

学校教育課長 高 橋 憲 介

学校給食課長 青 野 進 太 郎

総括次長（総合政策課長） 松 原 広

別子銅山文化遺産課長 土 岐 幸 司

文化振興課長 中 沢 美 由 紀

人事課長 塩 崎 秀 一

事務局長 竹 林 栄 一

図書館長 近 藤 美 由 紀

学校施設課長 岡 部 文 仁

6 委員外議員

なし

7 議会事務局職員出席者

議事課長 徳 永 易 丈

議事課主事 田 辺 和 之

8 本日の会議に付した事件

別紙付託案件表のとおり

9 会議の概要

○ 開 会 午前10時00分

●白川委員長：＜開会挨拶＞

○古川市長：＜挨拶＞

○総務部関係

◇議案第5号 新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○塩崎人事課長：＜説明＞

＜質 疑＞

●片平委員：配偶者要件の見直しについて詳しく教えてほしい。

○塩崎人事課長：職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして、例えば、請求に関わる子と同居するものであることや、深夜において就業しないものであることなどの要件が今まではあったが、それを廃止するものである。要件なく請求できるということである。

●片平委員：例えば父が当市の職員で、母が専業主婦である場合では、今までは請求できなかったが、これからは取れるようになるということか。

○塩崎人事課長：配偶者の要件に関係なく取れるということである。

●山本委員：今までこうだったが、今回の改正でこういうことができるようになったというような事例はあるか。

○塩崎人事課長：今までは3歳未満の子の親でなければ、時間外勤務の制限を請求できなかったものが、今回の改正により、小学校就学前の子の親が時間外の制限について請求できることになる。

●伊藤委員：今までにそういった請求があった事例はあるのか。

○塩崎人事課長：これまでは請求の事例はない。

●野田委員：これが適用されるようになることで、この請求に関係しない職員にしわ寄せがいつてしまうようなことになってしまった時の対策などは考えているか。

○塩崎人事課長：制度的なものはないが、それは所属長においてその所属の中での業務の平準化など、支援する体制といった職場風土の醸成は行う必要があるかと思う。

＜討 論＞ な し

＜採 決＞ 全会一致 原案可決

◇議案第6号 新居浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○塩崎人事課長：＜説明＞

＜質 疑＞

●藤原委員：人件費はどのくらい上がるのか。

○塩崎人事課長：8級の職員を除き、基本的には同じである。給料表が変わるが、それによって読みかえで切り換えはするが、8級職員については、給料月額が約3,200円上がり、給料に係る年間影響額は約42万円である。

●伊藤委員：通勤手当の上限が5万5,000円から15万円となるような説明があったが、15万円になるのはどういう場合なのか。

○塩崎人事課長：愛媛県後期高齢者医療広域連合に本市から派遣されている職員のような、他市に通勤する場合に、定期と乗車券を合わせて通勤手当の上限額が15万円に増額となった。

●伊藤委員：普通列車で通勤していたものが特急列車で通勤できるというようなことか。

○塩崎人事課長：通勤手当の支給額上限が増額になるということで、特急料金については2分の1であったものが、全額支給になる。

<討 論>

●合田委員：職員の給与に関する条例の改正は人材確保に繋がるため、いろいろな意味で留意することを要望して、賛成する。

<採 決> 全会一致 原案可決

◇議案第7号 新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○塩崎人事課長：<説明>

<質 疑>

●伊藤委員：退職者が再任用という形で就職した場合にはそういう手当はつかないのか。

○塩崎人事課長：この退職手当というのは、公務員については退職手当に係る制度があるため、雇用保険に加入することはないが、退職した職員の退職手当額が、雇用保険法の失業等給付相当額に満たない場合には、失業等給付相当額と退職手当額の差額が支給されるというものであり、若年層やフルタイム会計年度任用職員で退職した人が主な対象となる。

<討 論> な し

<採 決> 全会一致 原案可決

休憩 午前10時20分／ 再開 午前10時21分

○予算議案（企画部その他関係者）

◇議案第23号 令和6年度新居浜市一般会計補正予算（第8号）

○大西財政課長：<説明>

○藤田選挙管理委員会事務局長（総務部総括次長）：<説明>

○鈴木教育委員会事務局長総括次長（社会教育課長）：<説明>

<質 疑>

●片平委員：衛生費国庫負担金の予防接種費が減額になっているのは、想定ほどは予防接種が受けられなかったということか。

○大西財政課長：そのとおりである。

●藤原委員：債務負担行為補正追加の体育施設環境整備事業の2億4,981万2,000円は市営野球場スコアボードの改修の件か。

○大西財政課長：そのとおりである。

●藤原委員：以前議会の一般質問で、新居浜市営野球場のスコアボード老朽化について、十分私たちも納得し、改築しないといけない認識は持っているが、質問の中では、夏場暑い、点をつけるときに危ないといった話だったと思う。それを解消するために、暑いのであればエアコンをつけたらどうかや、点をつけるときに危ないのであれば危なくないように建物上の構造を変えるなど、そういう手だてをすればどうかと思っていたがスコアボード改修時に、デジタル式のスコアボードだけではなく、そういうふうな手だても考えたのか。段階を経て検討されたのか、そういった検討したが結局はデジタル式にしないといけないという結論に至ったのか、どのような検討をしたのか教えてほしい。

○守谷企画部文化スポーツ局長：市民の要望自体は電光掲示板の設置である。建物構造上かなり老朽化しており、国体の際にも色を塗るなど手を入れているが、国体からまだ10年も経っていない段階で、同じように真っ白になり、得点ボードが回転しづらいといったことがある。やはり夏場にもすごく暑く、高校野球の新人戦などで真夏に使われることもあり、隙間が多くオープンになっている空間のため、エアコンつけたところだというところもある。また、スコアボード自体を取り払い、横で小さいものにする検討もしたが、地盤が脆弱であることや、新しいものを付けても、同じくらい、またはそれ以上のお金がかかるようなこともあり、最終的には今の躯体を使って液晶をはめ込むといった結論に至っている。

●片平委員：長崎の総合運動を視察した際、そこも電光掲示板だったが、修理するのも大変で、維持費がすごくかかり、そのようなことを考えると手動のスコアボードにエアコンも入れた方が長い目で見ると経費的にはいいというふうなお話もあった。そういった維持費のことも考えて、それでも電光掲示板でという結論になったのか。検討の中に維持費のことも入っているのかを聞きたい。

○守谷文化スポーツ局長：維持費についても含めて検討している。

●田窪委員：スコアボード改修の財源の捻出について、宝くじ助成金を使うと思うが、どの程度助成してくれるのか。

○守谷文化スポーツ局長：限度額は、1億5,000万円以上の工事に対して3分の2の1億円であり、1億円の助成となる。

●山本委員：スコアボードの改修について質問があったが、最初は陸上競技場とスコアボードの改修は新しい総合運動公園を作るため行わないということだった。文化センターの建設もあり、総合運動公園は20年ぐらい後回しになるということだが、債務負担行為補正追加の体育施設環境整備事業の2億4,981万2,000円は全てスコアボードの改修の予算か。

○大西財政課長：債務負担行為補正で計上している分については球場全体の改修予算である。

●山本委員：かなり予算がかかるが、これは仕方がない。野球場そのもののスコアボードを改修しても永久的ではない。今後予算特別委員会もあるが、総合運動公園的なものを考えないとどうにもならない。

<討 論>

●合田委員：今回の補正予算は物価高騰対応等補助も踏まえた予算執行になると思う。補正予算であるため、速やかな予算執行をお願いして賛成する。

<採 決> 全会一致 原案可決

休憩 午前10時49分／再開 午前10時50分

○ 請願関係

◇ 請願第 1 号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書の提出方について ＜意見・討論＞

- 伊藤委員：この請願によると、制度を導入してから小規模事業者などからは、税負担増や減収による経営状況悪化、インボイスに係る経理事務の過大な負担を訴える声が噴出しているとのことだが、そういうことを熟慮するため、継続審査でお願いします。
- 片平委員：請願の趣旨に賛同し、採択を求める。

休憩 午前 10 時 52 分／ 再開 午前 10 時 52 分

◇ 請願第 8 号 学校給食の無償化を求める意見書の提出方について

＜意見・討論＞

- 片平委員：これに関しては、国の動向を見てなどと言っている場合ではないと思う。国で審査されている今だからこそ、この意見書を提出するべきだと考え、採択を求める。
- 伊藤委員：継続審査でお願いします。

休憩 午前 10 時 54 分／ 再開 午前 10 時 54 分

◇ 請願第 9 号 小中学校給食費の無償化について

＜意見・討論＞

- 藤原委員：学校給食費について、確かに全国的にはそういう流れはあるが、財源的に考えてもやはり国から何がしかいただかないとなかなかできないと思う。今やっと国も動き出したので、その動向を見てやるべきだと思うため、それまでは継続審査とすべきと考える
- 片平委員：継続と言ってもここまでしか審議できないため、ここで採択すべきだと考える。多くの議員の方も本当は無償化を望んでいる、確かに財源をどうつくるかという大きい課題はあるが、それも含めて給食費無償化に向けて進んでいこうという流れの中で採択すべきだと思う。
- 山本委員：難しい位置に地方がいる。大規模市をはじめとして、全国的に 30%ほどが無償化しているが、時間の問題だと思う。古川市長もそういう方向で進んでおり、学校給食費無償化の方向で準備は怠りなく進めていただきたいという思い。難しい時期だが今のところは継続審するしかない。
- 田窪委員：学校給食費無償化は国が率先してやることで、財源が乏しい市町が一般財源を繰り出して率先的にやるのはどうかと思う。市町の公平性の観点から今言えるのは継続審査ということだと思う

休憩 午前 10 時 57 分／ 再開 午前 10 時 58 分

○ 閉 会 午前 10 時 58 分

企画教育委員会付託案件表

令和7年3月7日

○総務部関係

議案第 5号 新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6号 新居浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 7号 新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○予算議案（企画部その他関係者）

議案第23号 令和6年度新居浜市一般会計補正予算（第8号）

第1表 歳入歳出予算補正中 ページ

歳入 全部 4・28~38

歳出 第2款 総務費 5・39~42

{	第1項 総務管理費	5目	企画費	ふるさと納税被災地支援事業費	}
		14目	市民活動費		
		16目	災害対策基金費	を除く	

第10款 教育費 6・57~60

第3表 繰越明許費補正 追加

第10款 教育費 9

第5表 債務負担行為補正 追加 11

第6表 地方債補正 変更 12

○請願関係

請願第 1号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書の提出方について

（継続審査分）

請願第 8号 学校給食の無償化を求める意見書の提出方について

請願第 9号 小中学校給食費の無償化について